

## 千葉県計画相談支援推進事業補助金 Q & A

Q 1 同一の所在地に指定特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所、地域移行支援事業所、地域定着支援事業所、自立生活援助事業所を設置している。新規に相談支援専門員を配置し、これら全ての事業に従事させる場合は補助対象となるか。また、この場合は常勤専従者配置と、常勤兼務・非常勤者配置とのどちらの区分となるのか。

A 1 Q 1に掲げる事業を兼務している場合、常勤専従者配置の区分で補助対象となります。また、指定特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所に加えて、Q 1に掲げる事業以外の事業を兼務している場合は、常勤兼務・非常勤者配置の区分で補助対象となります。

Q 2 新規配置した常勤の相談支援専門員が、指定特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所、地域移行支援事業所、地域定着支援事業所、自立生活援助事業所の管理者を兼ねる場合は、常勤専従者配置と、常勤兼務・非常勤者配置とのどちらの区分となるのか。

A 2 常勤専従者配置の区分となります。(Q 2に掲げる事業以外の事業の管理者を兼ねる場合は、常勤兼務・非常勤者配置の区分となります。)

Q 3 障害者相談支援事業所(委託相談)又は基幹相談支援センターを兼ねている指定特定相談支援事業所も補助対象となるのか。

A 3 障害者相談支援事業所(委託相談)又は基幹相談支援センターの相談等の受託業務を兼務しない相談支援専門員を配置等した場合は、補助対象となります。ただし、この場合、ケース移管受入加算についてはつけられません。(基幹相談支援センターからのケース移管受入加算については別の事業所から移管を受けた場合にのみ算定できます。)

Q 4 以前から従事している相談支援専門員が多くの計画相談支援を担当しており、多忙となっている。この相談支援専門員から同一の事業所において新規配置した相談支援専門員に担当替えを行う場合、このケース数を新規担当件数に計上してよいか。

A 4 新規担当件数に計上して差し支えありません。ただし、この事業所が減算事業所である場合、ケース移管受入加算についてはつけられません。(減算事業所からのケース移管受入加算については別の事業所から移管を受けた場合にのみ算定できます。)

Q 5 基幹相談支援センター（受託予定の法人事業所を含む）からのケース移管受入加算が設けられたのはなぜか。

A 5 基幹相談支援センターが多くの計画相談支援利用者を担当した場合、地域の計画相談支援事業所への後方支援や、地域の支援体制作り等の本来業務に手が回らない状況となってしまう恐れがあります。このため、基幹相談支援センターから他の相談支援事業所へのケース移管が促進されるよう本加算を設けました。また、機能強化型の基本報酬の算定要件の一つとして基幹相談支援センターから紹介された事例に対する支援を提供していることというものがああります。ケース移管受入加算を設けることで、基幹相談支援センターと他の相談支援事業所との連携を深めるとともに、相談支援事業所が機能強化型の基本報酬を取得しやすい体制作りを進めていきます。

Q 6 書類を出せば必ず補助されるのか。

A 6 補助要件を満たすことが必要となります。また、予算の範囲内での補助となりますので、予算を超えた場合は、受付できません。（先着順で決定）

Q 7 補助制度は、いつの新規配置、あるいは常勤専従化から対象となるのか。

A 7 令和2年4月1日以降に相談支援専門員を新規配置、常勤専従化した場合に対象となります。

Q 8 補助金の交付申請を行ってから、実際に補助金が振り込まれるまでどのくらいの時間がかかるのか。

A 8 申請書類の審査から交付決定まで2週間程度、その後、請求書をご提出いただいてから振込まで3～4週間程度の予定です。

Q 9 補助の要件として、「事業所として、対象となる相談支援専門員の人材定着に努めていること」という要件があり別紙1交付要件確認書へ実施内容の記載が求められているが、これはなぜか。

A 9 本制度は、年々増加する障害福祉サービスのニーズに応えるため、計画相談支援の質と量を増加させることを目的としています。相談支援専門員が長く働き続けられなければこれは実現しませんので、事業所として人材定着のための積極的な努力をお願いするものです。

Q10 相談支援専門員を新規配置したが、(別の)相談支援専門員が辞めてしまった。この場合は、補助対象となるのか。

A10 補助事業着手日の前日と、補助事業完了日における相談支援事業所としての常勤換算人数の増加要件(常勤専従者配置の場合は、配置者1人当たり1以上の増加。それ以外1人当たり0.5以上の増加)がありますので、これを満たさない場合は補助対象とはなりません。

Q11 補助金の交付の対象となる経費は、所属する相談支援専門員等の人件費のほか、相談支援事業所の事業運営に必要な経費とあるが、事業運営に必要な経費とは例えばどんなものがあるか。

A11 本補助金制度が、毎年度継続して補助するものではなく、新規配置や常勤専従化した場合のみの補助金であることから、通常事業運営に必要とされる経費のほか、相談支援専門員の人材定着のための給与や手当の増額分、職員の資格取得や資質向上のための研修等の経費、働きやすい職場環境の整備に必要な経費、事業運営の合理化を図るためのICT等の設備導入経費等が望ましいと考えられます。

Q12 要綱第5条に「補助金額は、別表より算出される補助額又は、補助対象経費の実支出額から寄付金その他補助の対象経費に係る収入額を控除した額のうち、いずれか少ない額とする。」とあるが、どういう意味か。

A12 例えば、常勤専従の相談支援専門員1人を配置し、補助着手日から補助完了日までの補助対象経費が、人件費200万円、その他経費100万円、計画相談支援費報酬220万円、寄付金収入10万円とした場合は、次のとおりとなります。

[別表より算出される補助額]

常勤専従の相談支援専門員1人を配置 90万円 … ①

(ここではケース移管による加算額なしを想定。)

[補助対象経費の実支出額]

人件費	200万円	
<u>+その他経費</u>	<u>100万円</u>	
計	300万円	… ②

[寄付金その他補助の対象経費に係る収入額]

計画相談支援費報酬	220万円	
<u>+ 寄付金収入</u>	<u>10万円</u>	
計	230万円	… ③

[補助対象経費の実支出額から寄付金その他補助の対象経費に係る収入額を控除した額]

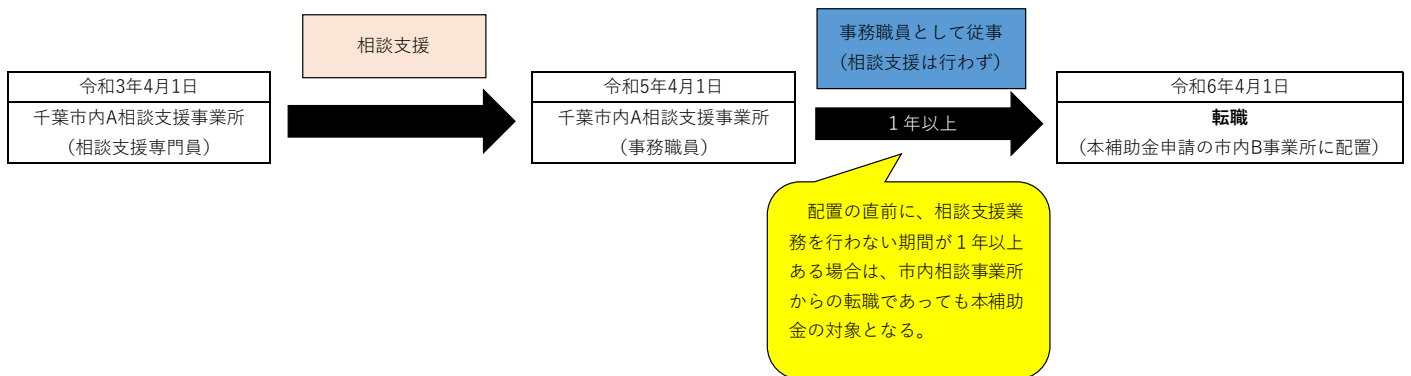
② - ③ = 70万円 … ④

①と④を比較し、④の方が少ないため、この場合、④の70万円が補助額となります。

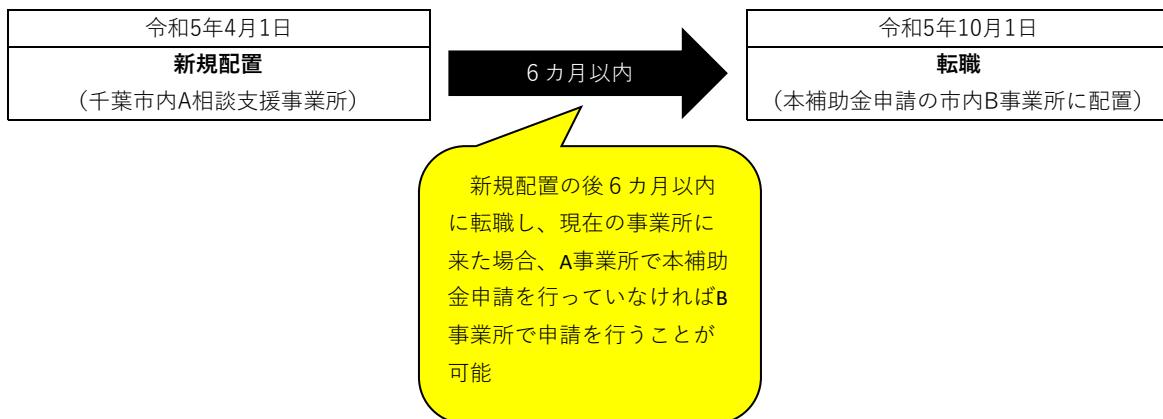
Q13 第2条(9)はどのような意味か。

A13 本補助金制度の目的は、千葉市における相談支援専門員不足解消であるため、千葉市内の別の相談支援事業所から転職してきた場合等、「千葉市」に配置されている相談員数に変化がない場合はその趣旨から対象外となります。  
ただ、下記のような場合は認められます。

1：配置の直前において、1年以上相談支援業務を行っていない。



2：一度配置された後6カ月以内に現在の事業所に転職した。



※上記いずれの場合も、過去5年間に本補助金の交付を受けている場合は対象外となります。